

製版サービスを注文する前に

そのデザイン、著作権・肖像権侵害にあたりませんか…？

製版サービスを利用してオリジナルグッズなどを作成する際に気をつけたいのが、著作権・肖像権のこと。実際に著作権・肖像権の侵害にあたる場合、訴訟に発展するケースもございます。その際も当社では一切の責任を負いかねますので、ご注文の前に今一度ご確認ください。

よくある NG パターン

① 元のキャラクターを連想させるイラスト

元のキャラクターやマスコットなどが特定できるイラストは著作権侵害にあたります。

② イラストやロゴをパロディ化したデザイン

元々あるイラストやロゴをパロディ化させたデザインでも、元のデザインが特定できる場合は、著作権侵害にあたります。

③ 歌詞や小説の一文などをデザインにする

歌詞や小説、詩、またその譜面等をデザインに取り入れることも著作権侵害になります。

④ 他人が撮影した写真

SNS などに投稿された他人が撮影した写真を使うことも著作権侵害にあたります。

⑤ 有名人の写真や似顔絵

誰が見てもその人とわかるような特徴を捉えた似顔絵をデザインにするのは、肖像権の侵害です。有名人、有名人でないに関わらず、本人の許可なく使用することは肖像権の侵害に当たります。

使用 OK のパターン

著作権者や著作権を管理している人、写真やイラストの本人に使用許可が取れている場合

HANDo WEBSHOP では、著作権・肖像権侵害に当たると思われる場合は、ご注文をお断りさせていただく場合がございます。ただし、権利者に許可を得ている場合は、その限りではございません。その際はご注文時に一言添えていただけますと幸いです。